令和８年度石川地方町村広域連携婚活事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

石川地方町村会では、「令和８年度石川地方町村広域連携婚活事業業務委託」の受託者を選定するため、公募型プロポーザルを実施します。本プロポーザルに参加を希望する事業者は、本要領に基づきご応募ください。

１　実施目的

石川地方町村広域連携婚活事業は、結婚を求める石川郡内の男女に出会いの場を創出するとともに、若者の人口流出を抑制し地域に根付くための支援を平成２７年から実施しており、本年度で１２年目を迎え１９回実施している。成果として石川郡内から１，７３６名の参加がありカップル成立数として２７６組となっており、昨年の令和７年度には男性１９名、女性９名、計２８名の参加があり、６組のカップル成立があった。本イベントはほとんどの回で女性参加者に対するカップル率が５０％前後のカップル率が高いイベントとなっている。

しかしながら、近年は民間の婚活事業の増加やマッチングアプリの普及などにより参加者が年々減少傾向にある。さらに、各自治体担当者の婚活事業に対するノウハウ不足等により、企画・運営のマンネリ化も課題としてあげられる。

このことから、企画・運営の専門性に優れている事業者へ委託することで郡内の地域資源を最大限に生かし、より効果的な事業展開をするため、公募型プロポーザルを実施する。

２　業務概要

（１）業務名

令和８年度石川地方町村広域連携婚活事業業務委託

（２）業務内容

別添「業務委託仕様書」のとおり

（３）委託業務期間

委託契約締結の日から令和９年２月２８日までの期間

（４）提案上限額

２,０００,０００円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は提案のための上限であり、契約時の金額を示すものではりません。

３　参加資格要件

本プロポーザルの参加事業者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定のいずれにも該当しない事業者であること。

（２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生

法(平成１１年法律第２２５号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げる暴力団、またはその利益を伸張する活動を行う者でないこと。

（４）国税、地方税の滞納がないこと。

（５）過去に同種・類似の婚活事業や自治体からの委託実績があることが望ましいが、必須としない（実績がある場合は、提案書等に記載すること。）

４　スケジュール

No.	内　容	期　日
1	公募型プロポーザル公募開始	令和８年１０月３０日（金）
2	質問書の受付期限	令和８年１１月１０日（火）
3	質問の回答期限	令和８年１１月１３日（金）
4	参加申込書等の提出期限	令和８年１１月１８日（水）
5	企画提案書等の提出期限	令和８年１１月３０日（月）
6	プレゼンテーション審査	令和８年１２月３日（木）
7	審査結果通知	令和８年１２月７日（月）まで
8	契約締結	令和８年１２月中旬

５　質問の受付及び回答

本プロポーザルに質問がある場合は、次のとおり提出すること。

（１）受付方法：仕様書等に関する質問がある場合は、「質問書（様式１）」に記入の上、電子メールにより提出すること。

（２）提出先

電子メールにて「１３　事務担当」に提出

（３）質問書への回答期限及び回答方法

令和８年１１月１３日（金）までに、石川町ホームページに掲載することとし、質問者への

個別の回答メールは行わない。なお、質問に対する回答は、この実施要領及び仕様書等の追加又は訂正とみなす。

６　参加申込書の提出

プロポーザルに参加を希望する事業者は、以下の書類を提出すること。

（１）提出期限

令和８年１１月１８日（水）まで

※持参提出の場合の受付時間は、土・日曜日、休日を除く午前８時３０分から午後５時

（２）提出先

持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法）にて「１３　事務担当」に提出

（３）提出書類

・プロポーザル参加申込書（様式２）

・事業者概要書（様式３）

・類似業務実績調書（様式４）
・暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書（様式５）

7　企画提案書の提出

（１）提出期限
令和８年１１月３０日（月）まで
※持参提出の場合の受付時間は、土・日曜日、休日を除く午前８時３０分から午後５時

（２）提出先
「１３　事務担当」

（３）提出部数
正本１部、副本５部

（４）提出書類
・企画提案書提出届（様式６）
・企画提案書（任意様式：事業実施方針、イベント企画案、集客・広報戦略、リスク管理等）
・見積書（様式７）

8　辞退

本プロポーザルへの参加申込み後に参加を辞退する場合は参加辞退届（様式８）を提出すること。なお、辞退後の再度の参加は認めない。

9　審査方法及び選定基準

（１）審査方法
石川地方町村会事務局において設置する「選定委員会」により、提出された企画提案書およびプレゼンテーション審査を実施し、優先交渉権者を決定する。

（２）審査項目、評価の視点及び配点の目安はおおむね次のとおりとする。

審査基準（主な観点）		配点
業務体制	業務遂行に必要な実施体制が十分に整っているか。	５点
企画力 独自性	女性の集客や観光資源を活かした体験型プログラムとしての魅力があるか。	１５点
実現可能性 運営体制	的確なスケジュール管理、個人情報保護、安全管理、スタッフ体制が整っているか。	５点
広報・集客力	ターゲット層（女性等）に確実に届く効果的な広報・周知の工夫があるか。	１５点
経費の妥当性	提案内容に対して見積金額が適切か。	１０点

（３）審査結果
審査結果は、令和８年１２月７日（月）までに、全ての参加事業者に書面で通知するとともに、石川町ホームページで契約候補者の名称等を公表する。

１０　プレゼンテーションの実施

（１）実 施 日　令和８年１２月３日（木）
（２）場　　所　石川地方町村会（〒963-7845：石川郡石川町字高田２３４番地の１）
（３）持ち時間　準備、質疑応答を含め、１提案者あたり３０分程度とし、説明時間は２０分とする。

１１　失格事項

（１） 参加資格要件を満たしていない場合
（２）提出書類の内容に虚偽があった場合
（３）本実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
（４）審査の公平性に影響を与えるような行為をした場合

１２　その他

（１）提出された書類は、返却しない。
（２）提出書の作成及び提出に要する費用は、すべての提案者の負担とする。
（３）本要領に定めるもののほか、必要な事項は町村会事務局が別に定める。

１３　事務担当

石川町役場 企画政策課 協働推進係（担当：矢吹、須藤）
所在地：〒963-7893 福島県石川郡石川町字長久保 185 番地の 4
電 話：0247-26-9111　ＦＡＸ：0247-26-0360
メールアドレス：kyodo@town.ishikawa.fukushima.jp